

清瀨市生涯学習基本方針

令和 3 年 3 月
清瀨市教育委員会

目次

I	生涯学習基本方針の概要	1
①	基本方針の目的	1
②	生涯学習の意義と必要性	2
③	市の関連計画との関係	3
④	基本方針の期間	3
II	本市における生涯学習を取り巻く現状と課題	4
III	生涯学習基本方針の方向性	8
①	基本目標	8
②	基本方針	8
③	基本施策の方向性	10
IV	生涯学習基本方針の推進に向けて	13

I 生涯学習基本方針の概要

① 基本方針の目的

近年の急激な少子高齢化、society5.0の到来、多文化共生の進展など、市民を取り巻く生活環境が急激に変化する中、人々のライフスタイルや価値観も多様化し、日常生活全般にわたり今まで想定していない様々な課題が発生しています。また、人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたり知識や技術を習得するなど、豊かな人間性を育むための学習に対する関心も高まっています。さらに国連サミットでは、「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択され、そこでは、2030年までの持続可能な開発目標が定められ、「すべての人々への包摂的かつ質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが提唱されています。

このような社会情勢の中で、「あらゆる機会に、あらゆる場所において」気軽に学習し、互いにふれあいながら、市民一人ひとりが社会に位置づき、豊かに生をまっとうすること、またそのための支援の在り方が問われています。

さらに、市民一人ひとりが生き生きとした生活を送ることとともに、学びを活かした地域力向上や文化芸術振興、家庭の教育力を高める学習活動など、市民の自主性を尊重しながら、生涯学習を基盤とした地域づくりの取り組みを推進することも求められています。市民の創意工夫に基づく地域づくりを進めることは、市民自身がそこに住み続けたいと思えるような、地域の魅力の創出にも繋がります。そうした地域の魅力の創出のため、また、市民相互のつながりの場を提供するために新たな展開を図ることが求められていることから、行政として、そのための学習環境整備にこれまで以上に取り組む必要があります。

清瀬市においては、最上位計画である「第4次清瀬市長期総合計画」及びその理念に基づき教育指針を示した「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」にて、生涯学習の必要性について記載しており、学校・家庭・地域との関わり合いの中で、市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供し、生涯学習に関する取り組みを進めてきました。また、教育総合計画においては、他の施策との連携を図りながら、修得した技能や知識を地域づくりに還元していくことを掲げています。

こうしたことから、教育総合計画における施策に基づき、長期的視点から今後の生涯学習推進の基本的方針を示し、それを地域の住民や家庭、学校、大学、さらにNPO等と共有し、連携・協働による生涯学習を図るために活用します。

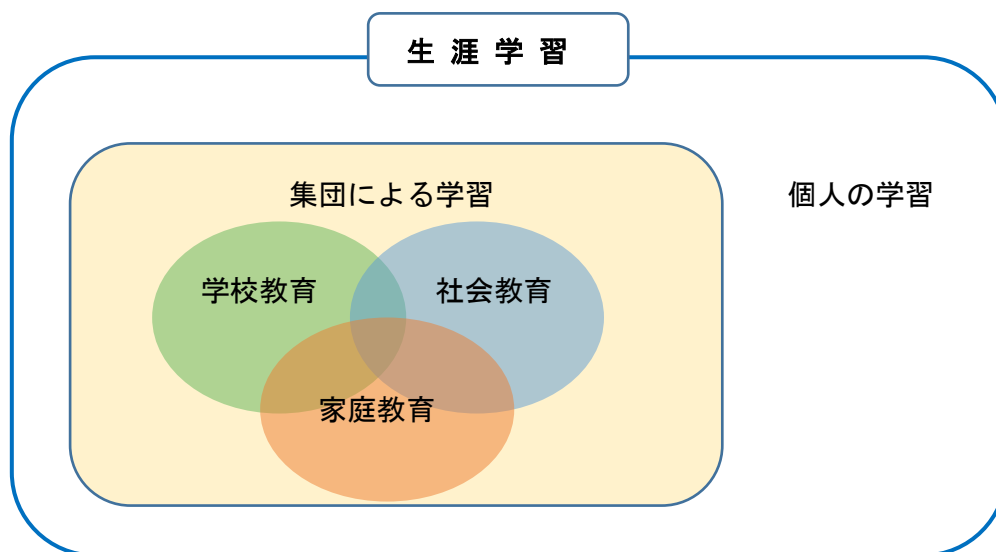
②生涯学習の意義と必要性

「生涯学習」とは、人々が生涯の中で行うあらゆる学習、すなわち、家庭教育、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習という意味で用いられます。

生涯学習の学び合いは、一人ひとりに心の豊かさや人生の充実をもたらし、人々の間に信頼関係や絆を育み、さらに暮らしの場である地域コミュニティを再生し、地域が抱える様々な課題を解決していく可能性を持っています。

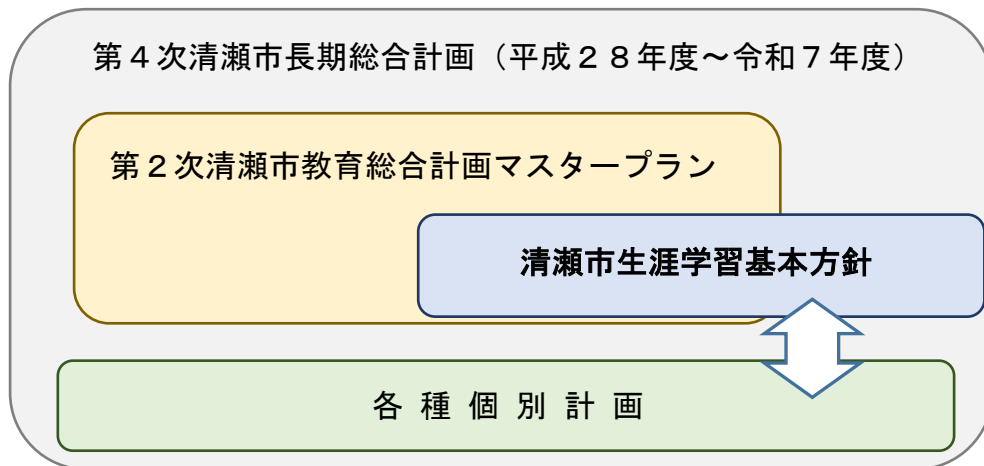
したがって、今後の生涯学習の取組は、個人学習による課題解決や個人の成長、生きがいを見出すだけでなく、家庭や学校、社会における学び合いを通じて自らが学びで培った知識・経験を次世代へとつなげ、地域づくりやまちづくりに活かしていくことが重要です。

市民の誰もが、いつでも、どこでも、どのようなことでも、自発的に生涯学習に取り組む、自らも生涯学習の機会を創り出して実践する、その成果を地域課題の解決やまちの活性化に活かす、このような生涯学習社会を形成していくことが地方自治体の役割とされています。



③ 市の関連計画との関係

この方針は、市の最上位計画である「第4次清瀬市長期総合計画」や本市教育の方向性を示す「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」や関連する他の個別計画とも連携を図っていきます。



④ 基本方針の期間

この方針の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までとします。

年 度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
長期総合計画	→						
教育総合計画	→						
生涯学習方針			→				

Ⅱ 本市における生涯学習を取り巻く現状と課題

「第16回清瀬市政世論調査」や「身近な公共施設の再編に関するアンケート」の結果から浮き上がった市民の生涯学習に関する意識や実態を踏まえ、生涯学習のさらなる推進に向けた今後の課題について、以下のとおり整理します。

<課題>

- 身近な学習の場の充実と情報提供
- 一人ひとりの学びに対応する機会の提供
- 学習活動を地域のつながりに活かす施策の実施

■ 身近な学習の場の充実と情報提供

生涯学習活動を行う上で市に望む内容について、生涯学習施設の充実の割合が最も高くなっています。また、日常生活における行動では、この一年で生涯学習を行う機会をもつことができた割合が最も低くなっています。一方では、地域市民センターの利用目的は、サークル活動が大半を占めています。

このことから、今後も既存施設の改修やより身近な学習の場の提供をするとともに、学習活動に関する情報提供や内容の充実を図る必要があります。

■ 一人ひとりの学びに対応する機会の提供

今後参加してみたい市民活動について、趣味・サークル活動が2番目に高くなっています。また、生涯学習活動を行う上で市に望む内容について、音楽・美術・芸能・映画などの鑑賞機会の充実が2番目に高くなっています。

このことから、今後も市民の多様なニーズや社会状況等を踏まえて学習機会の充実を図るとともに、若者や社会人にアプローチしていく必要があります。

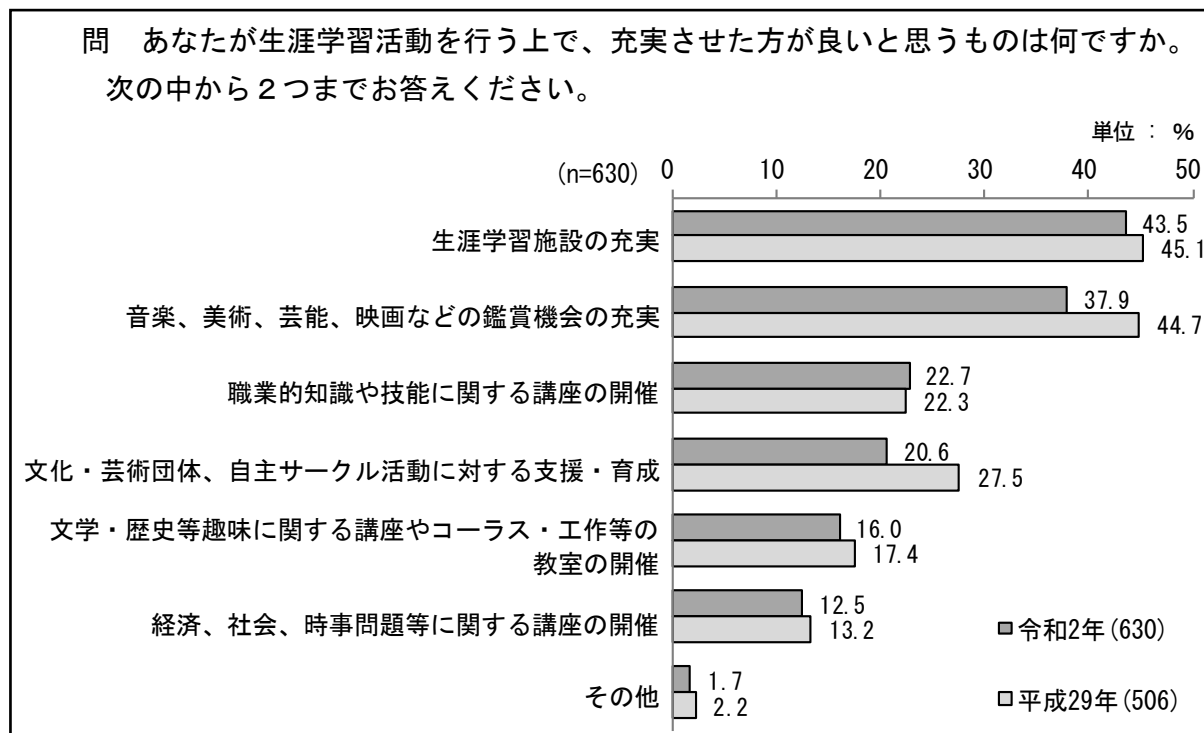
■ 学習活動を地域のつながりに活かす施策の実施

清瀬市の状況について感じていることの内、地域のつながりや交流ができている、地域をよくするため、住民同士で解決できそうなことは協力して取り組んでいる割合が低い傾向にあります。また、地域拠点施設に対する期待点は、地域コミュニティの活性化が最も高くなっています。

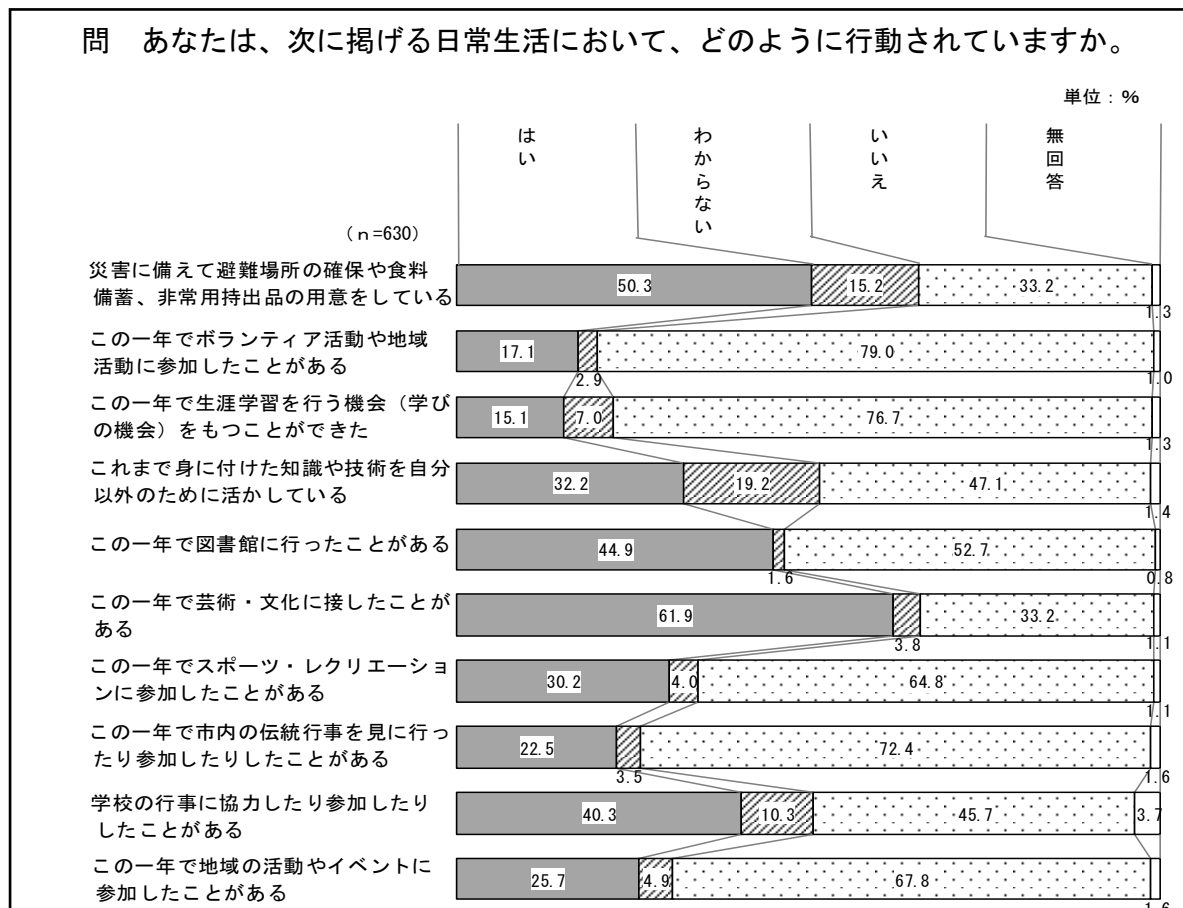
このことから、地域拠点の施設を整備・有効活用し、市民の関心が高く、かつ市政の課題でもある「防災・減災」「健幸づくり」といった分野などにおいて、地域で活躍する人材を育成する講座を実施することや、団体やサークル活動の支援、市民の交流を深める生涯学習事業の実施など、学習活動を地域のつながりに活かすための施策を実施していく必要があります。

第16回 清瀬市政世論調査 (令和2年7月実施)

(1) 学習をする上で市に望む内容

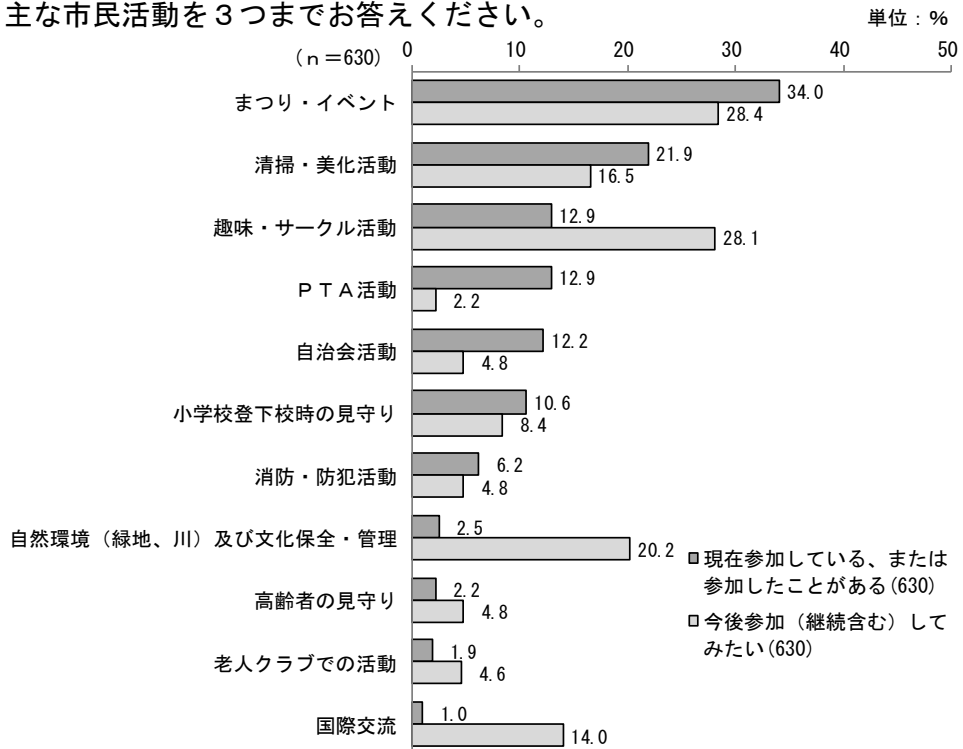


(2) 日常生活の行動



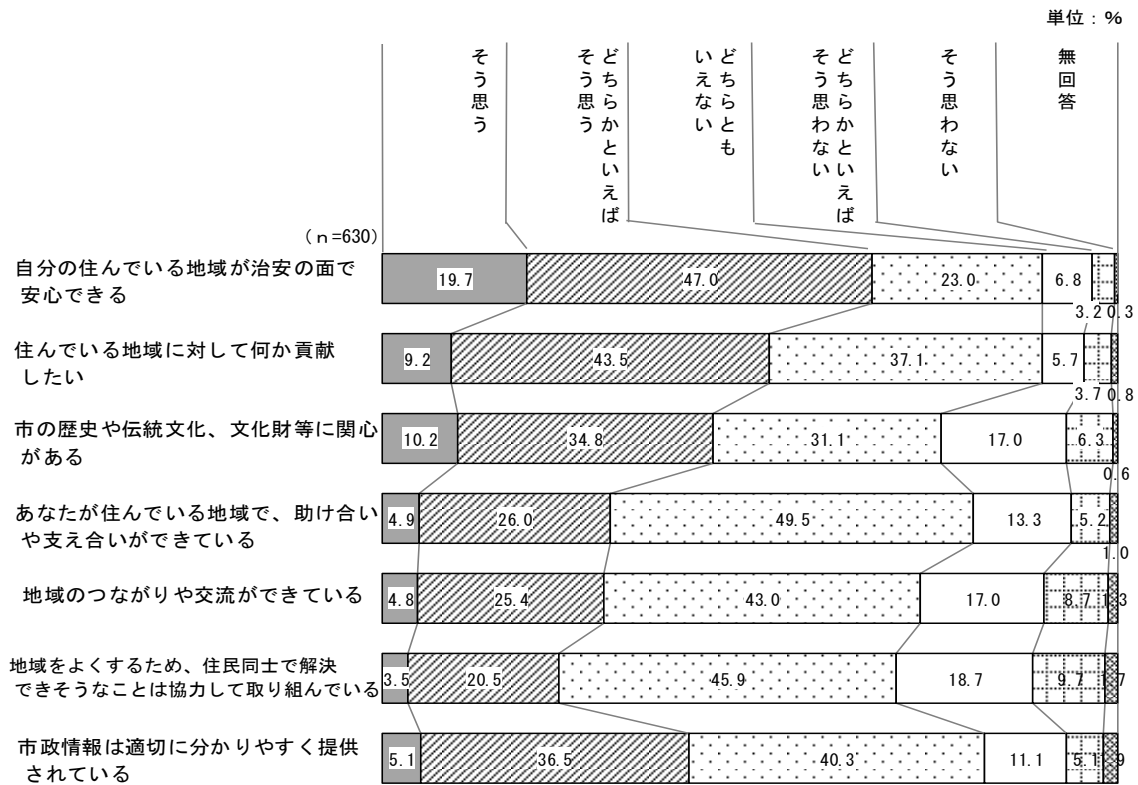
(3) 市民活動への参加

問 あなたが現在、参加している、または参加したことがある主な市民活動を、次の中から3つまでお答えください。また、今後参加（継続含む）してみたいと思う主な市民活動を3つまでお答えください。



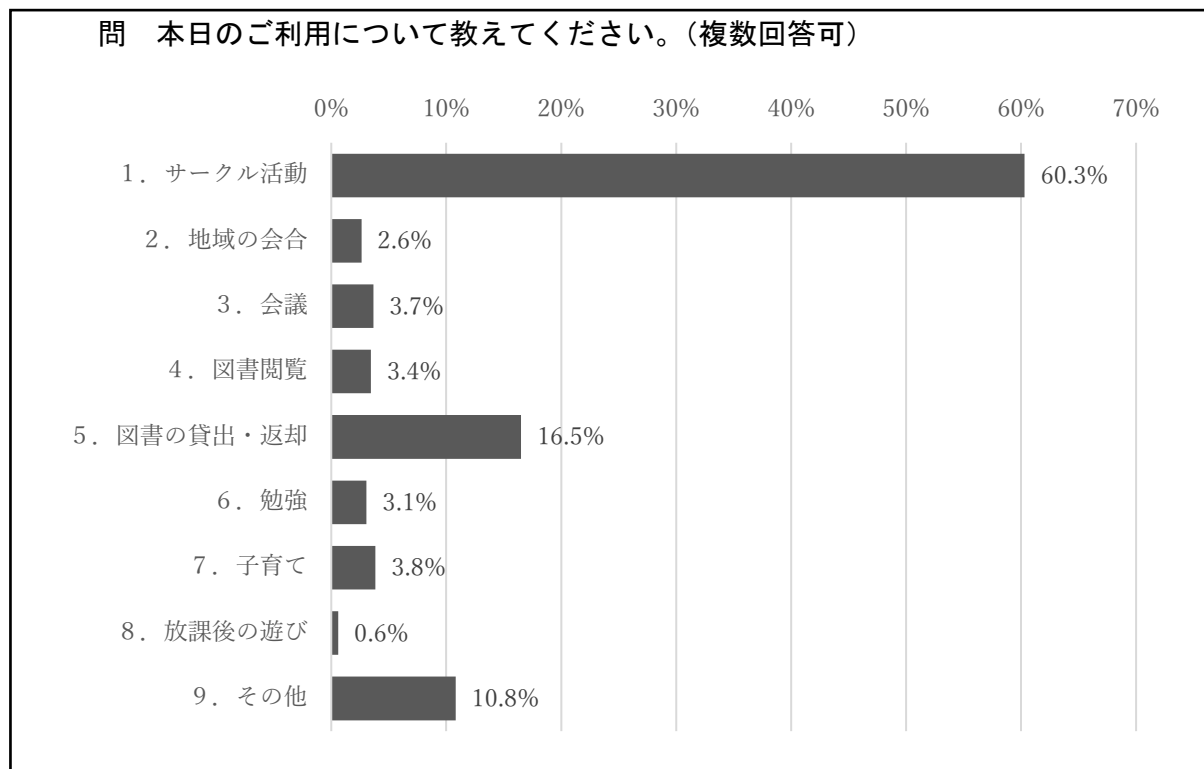
(4) 生活実感

問 あなたは、次に掲げる清瀬市の状況について、どのように感じていますか。

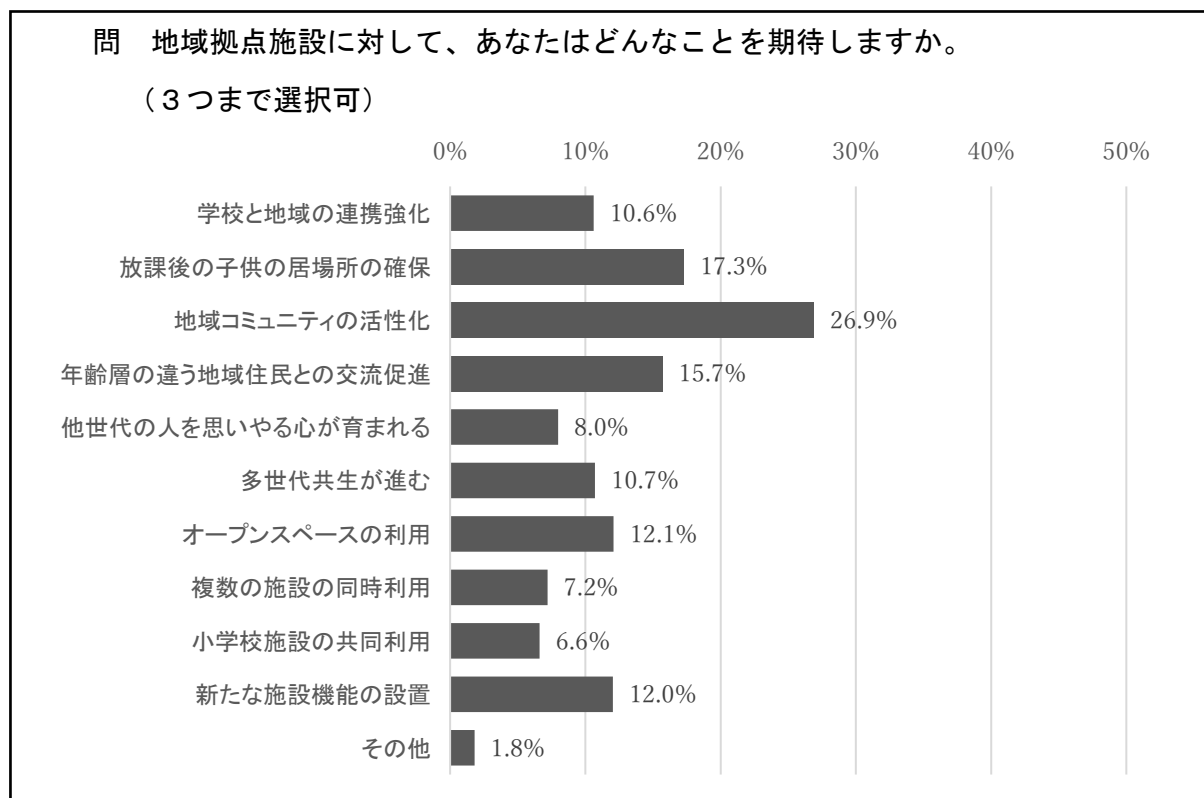


身近な公共施設の再編に関するアンケート（令和2年3月）

（1）公共施設の利用目的



（2）地域拠点施設に期待すること

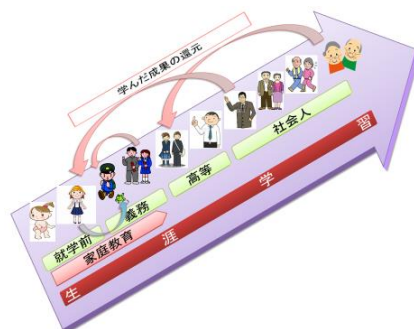


Ⅲ 生涯学習基本方針の方向性

① 基本目標

教育マスタープランの基本理念である「学びと育ちの循環型社会の実現」を踏まえ、生涯学習の視点から、基本目標を次のように定めます。

学びと育ちを活かす循環型社会の実現



※「学びと育ちを活かす循環型社会」とは、市民が生涯にわたる学びを展開し、その成果を社会参画することを通じて社会に還元し次世代を育むことにより、螺旋状に地域力を向上させ、社会全体を持続可能なものにしていく、そうしたことが個人の生活も同時に豊かなものにしていく社会を指しています。

② 基本方針

基本目標を実現するための方針を次のように定めます。

これらの3つの基本方針は、それぞれがばらばらに独立してあるものではなく、相互に関連するものであることを踏まえ推進していくことが重要となります。

(1) 人づくり

一人ひとりの状況に応じた学習機会が得られ、学習が継続できる環境の整備に努めます。

「子育て世代」「高齢期」等の生涯各期にわたり、時代の変化に対応し生活に必要な知識や技能の習得や社会的課題の学習、自己の生きがいづくり等、様々な学習機会の充実を図ります。こうした学習機会の充実は、地域活動の担い手拡大につながります。

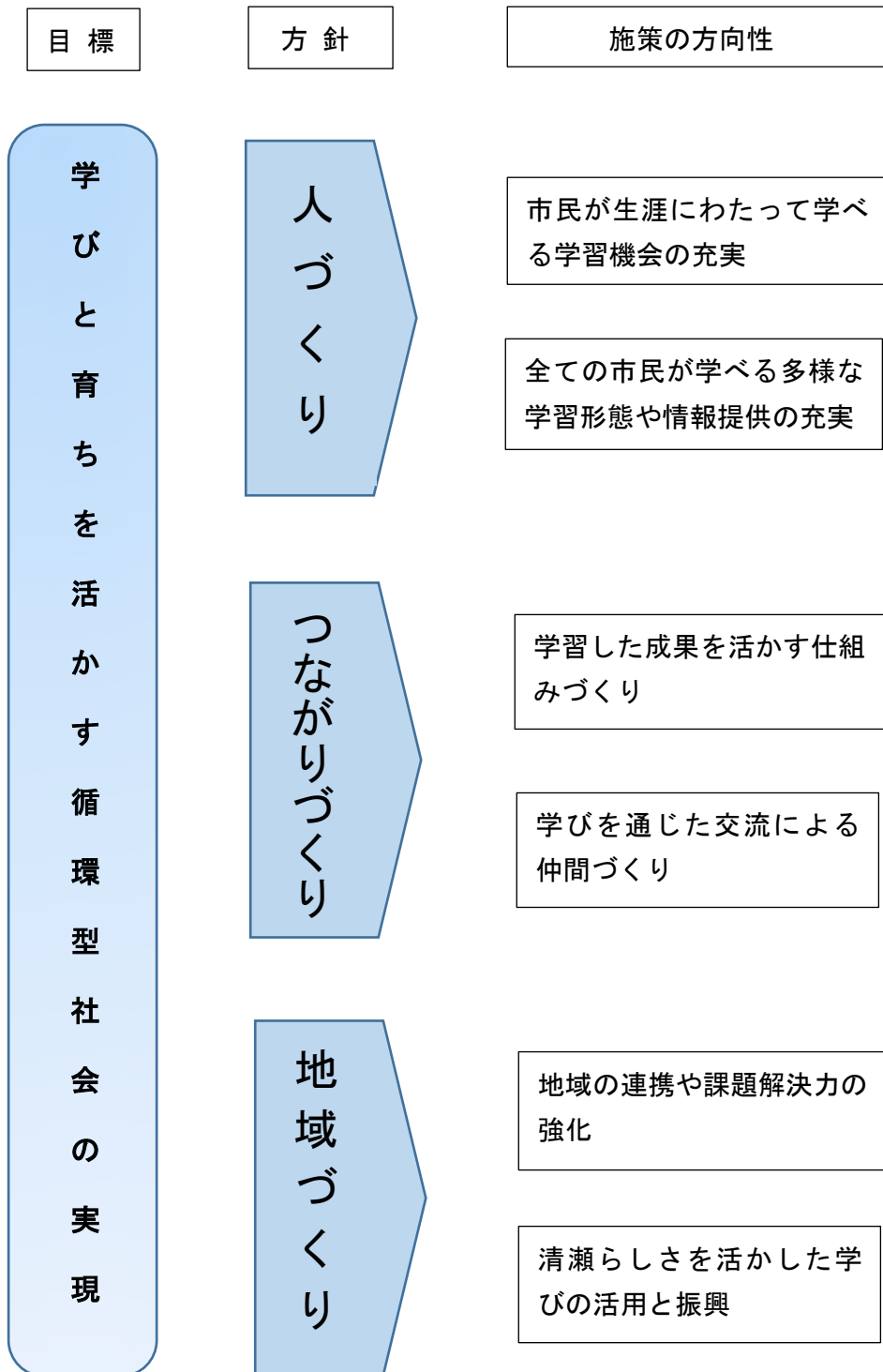
(2) つながりづくり

学びを通して人と人がつながり合うことは、地域づくりの始まりとも言えます。そして、学習の成果を地域や社会で活かすことができる仕組みづくりを進め、学習が活動に結びつく実践的な学習機会の提供や、学習成果を発表する場を設けることによって、つながり豊かな地域社会を目指します。

(3) 地域づくり

人と人とのつながりを土台に、地域団体や学校、大学、さらにはNPO、企業等や行政との連携・協働を進め、地域課題を共有し、課題解決に取組みます。また、地域コミュニティにおける学校の役割を踏まえ、学校と地域の協働を進めることにより地域の教育力を高め、学びを通じた地域づくりを推進します。

【施策の体系図】



③ 基本施策の方向性

基本目標を達成するため、次に掲げる基本施策の方向性に基づき、市民一人ひとりの学習活動やサークル・団体の活動を積極的に支援していきます。

(1) 市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実

自分の人格を磨き、豊かな人生を送るためには、学校教育の期間と場だけではなく、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、様々な場所や方法で学習活動を行うことが大切です。

このため、市民が生涯にわたって学ぶことができる学習機会の充実を推進するとともに、市民の健幸づくりやいきがづくりのための各年代に応じた生涯スポーツ活動等を支援します。



主な取組

- 家庭教育や乳幼児教育の充実
- 生涯学習講座の充実
- 学び直しや新たな学びの挑戦ができる機会の提供
- 各年代に対応した健幸づくり及びスポーツ・レクリエーション活動の支援
- 世代間交流や地域間交流の活性化を図る取組の推進

(2) すべての市民が学べる多様な学習形態や情報提供の充実

個人や社会の要望に応じるためには、多様な内容や形態の学習機会が必要です。

このため、年齢や性別、障がいの有無などを問わず、すべての市民が必要に応じた学習機会に出会えるよう、様々な事業の情報を収集・整理するとともに、様々なメディアを活用した広報活動に取り組むなど情報提供を充実させます。また、すべての市民が学習活動に参加できる環境を整備するとともに、情報通信技術を活用して、オンラインを活用した事業など、時間や場所の制約を受けない学習形態の充実に努めます。

主な取組

- 生涯学習事業の情報提供及び学習相談への適切な対応
- ユニバーサルデザインを取り入れた環境の整備
- 情報通信技術を活用した学習の推進



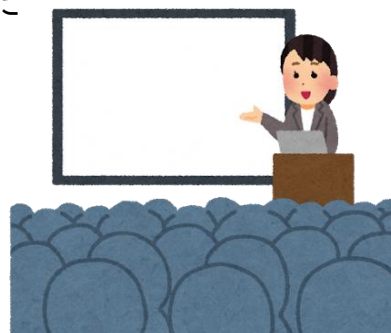
(3) 学習した成果を活かす仕組みづくり

単に学習を個人の知識・教養の向上だけにとどめるのではなく、その成果を地域に還元することが重要です。

このため、学んだ知識・技能・経験を発表する機会や、実践・活用する場の充実に努めます。また、生涯学習推進にあたっては、「人づくり」が重要であり、学習活動で培った成果を指導者やボランティアとして地域に還元できる人材育成に取り組みます。

主な取組

- 各種展示会、発表会の開催
- 指導者やコーディネーターの養成
- ボランティアの養成と活動の活性化



(4) 学びを通じた交流による仲間づくり

人と人との関わりの中で、ふれあいやつながりが生まれ、豊かな人間性や活力ある地域コミュニティが育まれます。

このため、市民や活動団体同士が学習活動を通じて交流が図れるよう、身近な生涯学習関連施設等の交流場所の充実に図ります。また、趣味などの同好会やサークル活動等同じ目的を持った人や団体などが交流・連携できるような仕組みづくりに努めます。

主な取組

- 地域拠点施設の整備
- サークルや団体に関する情報提供や相談体制の充実
- 団体同士をつなぐ情報交換会等の開催
- 社会教育関係団体等への活動支援の充実



(5) 地域の連携や課題解決力の強化

少子高齢化、出生率の低下などにより人口減少が更に進み、社会経済活動やコミュニティ機能の低下など、様々な地域の課題が発生しています。

このため、地域住民や地域団体等や行政が連携・協働して、地域課題を解決していくために地域力の向上が求められています。また、地域全体で子供たちを育む環境を整備するため、学校とPTAや保護者の会および地域団体、子供会など子供たちを取り巻く地域の住民や各機関・諸団体などがそれぞれの役割と責任を認識し、連携・協働して地域の教育力を向上していきます。

主な取組

- 地域が抱える課題解決に向けた学習機会の提供
- 子供を取り巻く地域団体の組織強化と活動の充実
- 子供たちを育む地域ボランティアの育成
- コミュニティスクールの設置



(6) 清瀬らしさを活かした学びの活用と振興

市内には、教育、産業、自然環境分野等の様々な資源があります。

そのため、これらの資源を学びと結び付けながら、有効活用していきます。また、地域の歴史や伝統文化を学ぶことで、ふるさとを大切に作る心を育み、特色のある地域づくりにつなげます。

主な取組

- 市内3大学をはじめとする学術機関や自然保護団体等との連携
- 伝統芸能や地域に伝わる技能などの保存・伝承・発信のための取組
- 文化芸術活動による交流の促進



IV 生涯学習基本方針の推進に向けて

生涯学習に関する施策は、芸術・文化、スポーツ、健康、情報化や国際化等、多岐にわたっています。これら各施策を効果的、効率的に進めるにあたっては、生涯学習担当部署を中心として、子供、市民生活、福祉、環境等、様々な分野の事業実施部署が、市民の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、市民や各種団体、大学や企業・事業所などとも連携・協力し、市全体で本方針を推進していきます。

なお、方針の推進や多様な協働の要となる生涯学習担当部署の調整力等の高度化を図るために、専門的教育職員である社会教育主事^{※1}や2020年度から制度化された社会教育士^{※2}の配置について、検討していくことが必要です。

※1 「社会教育主事」は、社会教育法に基づき都道府県及び市区町村教育委員会の事務局に置かれ、「社会教育を行う者に専門的技術的な指導・助言を与える」ことを職務とする専門的教育職員です。

※2 「社会教育士」は、2020年度から開始された社会教育主事養成の新カリキュラムを修了した場合、社会教育主事任用（基礎）資格とともに付与される称号です。社会教育に関する学びの成果を教育委員会だけではなく、地方自治体の様々な部署に加え、広くNPOや市民団体、民間企業等、あらゆる組織で活かしていくことを目的に、文部科学省が定めた制度です。